

横須賀市報

第 1902 号

発行日	発行所	横須賀市小川町11番地 横須賀市役所
毎月	編集兼	横須賀市長
10日	発行人	上地克明
25日	印刷所	(有)宮村印刷所

目 次

条 例	
◇横須賀市議会の個人情報の保護に関する条例中一部改正	15437
告 示	
◇公平委員会委員の退職について	〃
◇指定管理者の指定について	〃
◇指定管理者の指定について	〃
◇指定管理者の指定について	〃
◇土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について	15438
◇土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について	〃
◇除却広告物等の保管について	〃
◇指定管理者の指定について	〃
◇放置自転車等の移動について	〃
◇道路区域変更及び供用開始について	15439
◇指定管理者の指定について	〃
◇指定管理者の指定について	15440
公 告	
◇固定資産税・都市計画税の納期限変更通知書の公示送達	〃
◇介護保険料納入通知書の公示送達	〃
◇介護保険料の督促状の公示送達	〃
◇国民健康保険料の決定通知書の公示送達	〃
◇国民健康保険料の変更通知書の公示送達	〃
◇国民健康保険料の督促状の公示送達	〃
◇後期高齢者医療保険料の督促状の公示送達	15441
◇差押財産の公売について	〃
◇農用地利用集積計画について	〃
上下水道局告示	
◇指定給水装置工事事業者の指定について	15442
◇指定給水装置工事事業者の指定の更新について	〃
◇指定下水道工事店の代表者の変更について	〃
選挙管理委員会告示	
◇選挙権を有する方の50分の1、3分の1及び6分の1の数について	〃

条 例

横須賀市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和 6 年12月17日

横須賀市長 上地 克 明

横須賀市条例第69号 (令和 6 年12月17日 掲 示 済)

横須賀市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

横須賀市議会の個人情報の保護に関する条例（令和 4 年横須賀市条例第61号）の一部を次のように改正する。

第53条から第55条までの規定及び附則第 6 項から第 8 項までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

- この条例は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。
- この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

告 示

横須賀市告示第 244 号

本市公平委員会委員佐藤進一は、令和 6 年12月24日任期満了により退職しました。

令和 6 年12月25日

横須賀市長 上地 克 明

横須賀市告示第 245 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、福祉援護センターの指定管理者を次のとおり指定しました。

令和 6 年12月25日

横須賀市長 上地 克 明

- 管理を行う施設
福祉援護センター条例（平成23年横須賀市条例第 8 号）第 2 条に掲げる施設
- 指定管理者
横須賀市馬堀町 2 丁目17番33号
社会福祉法人海風会
理事長 馬 淵 圭 包
- 指定期間
令和 7 年 4 月 1 日から令和12年 3 月31日まで
- 管理業務の範囲
(1) 第 1 項に掲げる施設の使用の許可に関すること。
(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123 号）に規定する事業の実施に関すること。
(3) 第 1 項に掲げる施設及びその設備の維持管理に関すること。
(4) その他協定に定める業務

横須賀市告示第 246 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、北下浦コミュニティセンター分館の指定管理者を次のとおり指定しました。

令和 6 年12月25日

横須賀市長 上地 克 明

- 管理を行う施設
コミュニティセンター条例（平成19年横須賀市条例第58号）第 2 条第 2 項の表に規定する北下浦コミュニティセンター分館
- 指定管理者
埼玉県さいたま市桜区田島 9 丁目31番 1 号
株式会社セイウン
代表取締役 黒 川 晴 予
- 指定期間
令和 7 年 4 月 1 日から令和12年 3 月31日まで
- 管理業務の範囲
(1) 第 1 項に掲げる施設の使用の許可に関すること。
(2) 第 1 項に掲げる施設及び設備の維持管理に関すること。
(3) その他協定に定める業務

横須賀市告示第 247 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、横須賀市救急医療センターの指定管理者を次のとおり指定しました。

令和 6 年12月25日

横須賀市長 上 地 克 明

1 管理を行う施設

救急医療センター条例（昭和52年横須賀市条例第15号）第2条に掲げる施設

2 指定管理者

横須賀市新港町 1 番地11

一般社団法人横須賀市医師会

会長 三 屋 公 紀

3 指定期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和17年 3 月31日まで

4 管理業務の範囲

(1) 第 1 項に掲げる施設における医療の提供に関すること。

(2) 第 1 項に掲げる施設及び設備の維持管理に関すること。

(3) その他協定に定める業務

横須賀市告示第 248 号

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第 1 項の規定に基づき、次に掲げる土地の区域を形質変更時要届出区域として指定します。

令和 6 年12月25日

横須賀市長 上 地 克 明

1 形質変更時要届出区域

横須賀市船越町 1 丁目 284 番 8、田浦港町 446 番14及び446 番23並びに田浦町 6 丁目50番 1 及び50番 2 の各一部

2 土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第 1 項の基準に適合していない特定有害物質の種類

セレン及びその化合物並びに砒素及びその化合物

横須賀市告示第 249 号

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第 1 項の規定に基づき、次に掲げる土地の区域を形質変更時要届出区域として指定します。

令和 6 年12月25日

横須賀市長 上 地 克 明

1 形質変更時要届出区域

横須賀市神明町58番 7 の一部

2 土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第 1 項の基準に適合していない特定有害物質の種類

六価クロム化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

3 土壌汚染対策法施行規則第31条第 2 項の基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

横須賀市告示第 250 号

屋外広告物法（昭和24年法律第 189 号）第 8 条第 1 項の規定により、次のとおり広告物等を保管しました。

保管した広告物等に係る保管広告物等一覧簿は、横須賀市都市部まちなみ景観課において告示の日の翌日から起算して 2 週間一般の縦覧に供します。

令和 6 年12月25日

横須賀市長 上 地 克 明

1 広告物等の名称又は種類等

広告物等の名称又は種類	広告物等の数量	広告物等が放置されていた場所	除 却年月日	保 管 期 間
はり札等	2	久里浜 5 丁目及び武 1 丁目地内	令和 6 年11月 1 日から同月 29 日まで	告示の日の翌日から起算して 2 週間
立看板等	1	平作 1 丁目地内		

2 保管場所
横須賀市武 3 丁目22番 1 号

3 返還を受ける方法
(1) 返還場所及び返還日時
返還を受けようとするときは、事前に協議の上決定します。
(2) 持参するもの
受領書、当該広告物等の所有者等であることを証明するもの及び印鑑

4 問い合わせ先
横須賀市都市部まちなみ景観課

横須賀市告示第 251 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、自転車等駐車場の指定管理者を次のとおり指定しました。

令和 6 年12月25日

横須賀市長 上 地 克 明

1 管理を行う施設

自転車等の放置防止に関する条例（平成 3 年横須賀市条例第29号）別表第 1 に掲げる施設

2 指定管理者

東京都中央区八丁堀 3 丁目14番 4 号

友輪株式会社

代表取締役 松 本 功 弘

3 指定期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和12年 3 月31日まで

4 管理業務の範囲

(1) 第 1 項に掲げる施設の使用の許可に関すること。

(2) 第 1 項に掲げる施設及び設備の維持管理に関すること。

(3) その他協定に定める業務

横須賀市告示第 252 号

自転車等の放置防止に関する条例（平成 3 年横須賀市条例第29号）第10条第 2 項及び第 4 項並びに第28条第 2 項の規定に基づき、次のとおり自転車等を保管場所に移動しました。

令和 6 年12月25日

横須賀市長 上 地 克 明

1 移動年月日等

移 動 年 月 日	移動した自転車等の台数		自転車等が放置されていた場所	保 管 場 所
	自 転 車	原動機付自転車及び普通自動二輪車		
令和 6 年11月 1 日から同月 29 日まで	台 42	台 2	追浜駅周辺自転車等放置禁止区域	浦郷町自転車等保管所 横須賀市浦郷町 3 丁目48番地
同	1	0	京急田浦駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	0	1	逸見駅周辺自転車等放置禁止区域	三春町自転車等保管所 横須賀市三春町 2 丁目 1 番地
同	2	0	汐入駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	19	4	横須賀中央駅周辺自転車等放置禁止区域	同

同	1	0	堀ノ内駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	6	2	衣笠駅周辺自転車等放置禁止区域	公郷町自転車等保管所 横須賀市公郷町 4 丁目 4 番地
同	0	1	北久里浜駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	0	1	浦賀駅周辺自転車等放置禁止区域	三春町自転車等保管所 横須賀市三春町 2 丁目 1 番地
同	10	2	久里浜駅周辺自転車等放置禁止区域	公郷町自転車等保管所 横須賀市公郷町 4 丁目 4 番地
同	1	0	Y R P 野比駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	22	5	長浦町 2 丁目、坂本町 1 丁目、汐入町 4 丁目、新港町、小川町、大滝町 1 丁目、緑が丘、三春町 2 丁目、上町 4 丁目、公郷町 2 丁目・3 丁目、金谷 2 丁目、平作 7 丁目、森崎 3 丁目、根岸町 3 丁目、吉井 1 丁目、小原台、鴨居 2 丁目、西浦賀 3 丁目、舟倉 2 丁目及び長沢 3 丁目地内の道路	同
同	1	0	追浜駅第 1 自転車等駐車場	浦郷町自転車等保管所 横須賀市浦郷町 3 丁目48番地
同	1	0	衣笠駅第 2 自転車等駐車場	公郷町自転車等保管所 横須賀市公郷町 4 丁目 4 番地
同	2	0	Y R P 野比駅第 1 自転車等駐車場	同

- 2 保管期間
自転車等を移動した日の翌日から起算して 2 箇月間
- 3 返還を受ける方法
- (1) 返還場所
返還を受けようとする自転車等の保管場所
- (2) 返還日時
月曜日から土曜日までの午前11時から午後 7 時まで。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第 178 号）に規定する休日を除きます。
- (3) 移動費用
自転車 1 台につき 2,500円
原動機付自転車及び普通自動二輪車 1 台につき 5,000 円
- (4) 持参するもの
自転車等のかぎその他当該自転車等の利用者等であるこ

- とを証明するもの及び印鑑
- 4 保管期間経過後の自転車等の措置
保管期間が経過した自転車等は、本市が処分します。
- 5 問い合わせ先
横須賀市建設部土木計画課
- ~~~~~
- 横須賀市告示第 253 号
- 道路区域変更及び供用開始に関する告示
- 道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条の規定に基づき、次のように市道の道路の区域を変更し、及び令和 6 年12月25日からその供用を開始します。
- その関係図面は、横須賀市建設部土木用地課において告示の日から30日間一般の縦覧に供します。
- 令和 6 年12月25日

横須賀市長 上 地 克 明

路 線 名	旧新別	区	間	敷 地 の 幅 員	延 長
3,471	旧	林 5 丁目1632番の 6 地先から 林 5 丁目1629番の 1 地先まで		メートル 1.2	メートル 38.9
	新	林 5 丁目1632番の 1 地先から 林 5 丁目1631番の 3 地先まで		2.8～ 3.5	50.8
3,905	旧	長井 6 丁目5108番地先から 長井 6 丁目5099番の 1 地先及び5148番の 1 地先まで		1.5～ 5.8	101.3
	新	長井 6 丁目5108番地先から 長井 6 丁目5099番の 1 地先及び5148番の 1 地先まで		1.6～13.0	77.7

横須賀市告示第 254 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、公園水泳プールの指定管理者を次のとおり指定しました。

令和 6 年12月25日

横須賀市長 上 地 克 明

- 1 管理を行う施設
都市公園条例（昭和34年横須賀市条例第18号）別表第 1 に規定する根岸公園及び別表第 1 の 2 に掲げる都市公園の水泳プール（湘南鷹取 5 丁目第 2 公園及び富浦公園を除く。）
- 2 指定管理者
東京都文京区千駄木 3 丁目50番13号

- よこすかパークプールパートナーズ
代表者 新生ビルテクノ株式会社
代表取締役 荒 川 洋
- 3 指定期間
令和 7 年 4 月 1 日から令和12年 3 月31日まで
- 4 管理業務の範囲
(1) 第 1 項に掲げる施設の使用の許可に関すること。
(2) 第 1 項に掲げる施設及び設備の維持管理に関すること。
(3) その他協定に定める業務

横須賀市告示第 255 号
地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、ポートパークの指定管理者を次のとおり指定しました。

令和 6 年12月25日

横須賀市長 上 地 克 明

- 1 管理を行う施設
ポートパーク条例（平成18年横須賀市条例第69号）第 2 条の表に規定する施設
- 2 指定管理者
東京都中央区築地 4 丁目 3 番11号
Mar i s & K M B P 共同事業体
代表者 公益財団法人マリンスポーツ財団
代表理事 笹 川 善 弘
- 3 指定期間
令和 7 年 4 月 1 日から令和12年 3 月31日まで
- 4 管理業務の範囲
(1) 第 1 項に掲げる施設のうち係留施設及び駐車場の使用の許可に関すること。
(2) 第 1 項に掲げる施設及びその設備の維持管理に関すること。
(3) その他協定に定める業務

公 告

横須賀市公告第 228 号 (令和 6 年12月13日)
掲 示 済

下記の税に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、納期限変更通知書の送達ができないので、地方税法（昭和25年法律第 226 号）第20条の 2 の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和 6 年12月13日

年 度	税 目	備 考
令和 6 年度	固 定 資 産 税 都 市 計 画 税	第 3 期分及び第 4 期分の納期限は、令和 6 年12月26日に変更する。

(別紙略)

横須賀市公告第 229 号 (令和 6 年12月20日)
掲 示 済

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、介護保険料納入通知書の送達ができないので、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 143 条において準用する地方税法（昭和25年法律第 226 号）第20条の 2 の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和 6 年12月20日

年 度	科 目	備 考
令和 6 年度	介護保険料納入通知書	11月分の納期限は、令和 7 年 1 月 6 日に変更する。

(別紙略)

横須賀市公告第 230 号 (令和 6 年12月20日)
掲 示 済

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 143 条において準用する地方税法（昭和25年法律第 226 号）第20条の 2 の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和 6 年12月20日

横須賀市長 上 地 克 明			
年 度	種 別	月 別	発付年月日
令和 6 年度	介 護 保 険 料	6 月 分	令和 6 年 7 月31日
		7 月 分	令和 6 年 8 月30日
		8 月 分	令和 6 年 9 月30日 令和 6 年10月30日
		9 月 分	令和 6 年10月30日

(別紙略)

横須賀市公告第 231 号 (令和 6 年12月20日)
掲 示 済

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、国民健康保険料決定通知書の送達ができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第 192 号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第 226 号）第20条の 2 の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和 6 年12月20日

横須賀市長 上 地 克 明		
年 度	科 目	備 考
令和 5 年度	国民健康保険料決定通知書	8 月分の納期限は、令和 7 年 1 月 6 日に変更する。
令和 6 年度		8 月分から11月分までの納期限は、令和 7 年 1 月 6 日、同月31日、同年 2 月28日及び同年 3 月31日に変更する。

(別紙略)

横須賀市公告第 232 号 (令和 6 年12月20日)
掲 示 済

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、国民健康保険料変更通知書の送達ができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第 192 号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第 226 号）第20条の 2 の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和 6 年12月20日

横須賀市長 上 地 克 明		
年 度	科 目	備 考
令和 5 年度	国民健康保険料変更通知書	減額分
令和 6 年度		減額分

(別紙略)

横須賀市公告第 233 号 (令和 6 年12月20日)
掲 示 済

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第 192 号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第 226 号）第20条の 2 の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和 6 年12月20日

横須賀市長 上 地 克 明

年 度	種 別	月 別	発付年月日
令和 5 年度	国民健康保険料	2 月 分	令和 6 年 3 月29日
令和 6 年度		8 月 分	令和 6 年 9 月30日
		9 月 分	令和 6 年10月31日

(別紙略)

~~~~~

横須賀市公告第 234 号 (令和 6 年12月20日)

掲 示 済

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第 112 条において準用する地方税法（昭和25年法律第 226 号）第20条の 2 の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和 6 年12月20日

横須賀市長 上 地 克 明

| 年 度     | 種 別        | 月 別   | 発付年月日        |
|---------|------------|-------|--------------|
| 令和 6 年度 | 後期高齢者医療保険料 | 9 月 分 | 令和 6 年10月31日 |

(別紙略)

~~~~~

横須賀市公告第 235 号 (令和 6 年12月24日)

掲 示 済

国税徴収法（昭和34年法律第 147 号）第95条及び第99条の規定の例により差押財産を公売するので、次のとおり公告します。

令和 6 年12月24日

横須賀市長 上 地 克 明

(次のとおりは略)

~~~~~

横須賀市公告第 236 号

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第56号）附則第 5 条第 1 項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同項の規定により公告します。

その農用地利用集積計画は、横須賀市農業委員会事務局において縦覧に供します。

令和 6 年12月25日

横須賀市長 上 地 克 明

記の 1

1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在

横須賀市長井 1 丁目 228 番 1 及び 229 番 1

2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名

三浦市初声町和田1399番地

山 口 史 朗

3 利用権を設定する方の住所及び氏名

横須賀市長井 1 丁目 1 番13号

原 田 賢 浩

記の 2

1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在

横須賀市長井 1 丁目 468 番、1555番 1、1555番 2、1555番 3、1555番 4、1555番 5、1555番 6、1555番 7 及び1555番 8

2 利用権の設定を受ける者の所在地、名称及び代表者名

横須賀市秋谷 2 丁目1110番地

株式会社平凡野菜

代表取締役 藤 原 信 良

3 利用権を設定する方の住所及び氏名

横須賀市長井 1 丁目 4 番24号

中 原 毅 夫

記の 3

1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在

横須賀市長井 2 丁目2504番及び2505番

2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名

横須賀市長井 1 丁目 8 番20号

原 田 直 樹

3 利用権を設定する方の住所及び氏名

横須賀市長井 2 丁目 2 番14号

石 田 町 子

記の 4

1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在

横須賀市林 4 丁目 812 番 1、815 番 1 及び 815 番 2

2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名

横須賀市林 4 丁目 5 番 1 号

岩 沢 清

3 利用権を設定する方の住所及び氏名

横須賀市林 2 丁目 4 番 3 号

若 命 知 子

記の 5

1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在

横須賀市須軽谷字明ノ町 335 番 1、335 番 2、336 番 1、336 番 2 及び 336 番 3 並びに字中ノ原 726 番及び 728 番

2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名

横須賀市須軽谷 374 番地

廣 川 公 一

3 利用権を設定する方の住所及び氏名

横須賀市須軽谷 332 番地

斉 藤 時 子

記の 6

1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在

横須賀市須軽谷字西原 539 番

2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名

横須賀市須軽谷 854 番地

鈴 木 章 雄

3 利用権を設定する方の住所及び氏名

横須賀市林 3 丁目4012番地

岩 澤 カツエ

記の 7

1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在

横須賀市津久井 4 丁目1342番

2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名

横須賀市津久井 1 丁目 8 番40号

岩 崎 覚

3 利用権を設定する方の住所及び氏名

横須賀市津久井 2 丁目 6 番 3 号

大 澤 功

記の 8

1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在

横須賀市津久井 4 丁目1357番 1

2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名

横須賀市津久井 2 丁目 7 番 3 号

水 野 久美子

3 利用権を設定する方の住所及び氏名

横須賀市津久井 2 丁目 6 番 3 号

大 澤 功

記の 9

1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在

横須賀市長沢 5 丁目4573番 1、4575番 1、4579番 1 及び 4582番 8

2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名

横須賀市長沢 6 丁目30番12号

仲 野 晶 子

3 利用権を設定する方の住所及び氏名

横須賀市長坂 4 丁目18番10号

高 橋 則 子

記の10

1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在

横須賀市長沢 6 丁目3724番 1

2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名

横須賀市長沢 6 丁目30番12号

横須賀市長井 1 丁目 8 番20号

原 田 直 樹

3 利用権を設定する方の住所及び氏名

横須賀市長井 2 丁目 2 番14号

石 田 町 子

記の 4

1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在

横須賀市林 4 丁目 812 番 1、815 番 1 及び 815 番 2

2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名

横須賀市林 4 丁目 5 番 1 号

岩 沢 清

3 利用権を設定する方の住所及び氏名

横須賀市林 2 丁目 4 番 3 号

若 命 知 子

記の 5

1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在

横須賀市須軽谷字明ノ町 335 番 1、335 番 2、336 番 1、336 番 2 及び 336 番 3 並びに字中ノ原 726 番及び 728 番

2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名

横須賀市須軽谷 374 番地

廣 川 公 一

3 利用権を設定する方の住所及び氏名

横須賀市須軽谷 332 番地

斉 藤 時 子

記の 6

1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在

横須賀市須軽谷字西原 539 番

2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名

横須賀市須軽谷 854 番地

鈴 木 章 雄

3 利用権を設定する方の住所及び氏名

横須賀市林 3 丁目4012番地

岩 澤 カツエ

記の 7

1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在

横須賀市津久井 4 丁目1342番

2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名

横須賀市津久井 1 丁目 8 番40号

岩 崎 覚

3 利用権を設定する方の住所及び氏名

横須賀市津久井 2 丁目 6 番 3 号

大 澤 功

記の 8

1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在

横須賀市津久井 4 丁目1357番 1

2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名

横須賀市津久井 2 丁目 7 番 3 号

水 野 久美子

3 利用権を設定する方の住所及び氏名

横須賀市津久井 2 丁目 6 番 3 号

大 澤 功

記の 9

1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在

横須賀市長沢 5 丁目4573番 1、4575番 1、4579番 1 及び 4582番 8

2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名

横須賀市長沢 6 丁目30番12号

仲 野 晶 子

3 利用権を設定する方の住所及び氏名

横須賀市長坂 4 丁目18番10号

高 橋 則 子

記の10

1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在

横須賀市長沢 6 丁目3724番 1

2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名

横須賀市長沢 6 丁目30番12号

仲 野 晶 子

3 利用権を設定する方の住所及び氏名  
横須賀市長沢 6 丁目40番 1 号  
長 嶋 有 香

記の11

1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在  
横須賀市長沢 6 丁目5020番

2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名  
横須賀市長沢 6 丁目30番12号  
仲 野 晶 子

3 利用権を設定する方の住所及び氏名  
横須賀市長沢 6 丁目49番15号  
松 島 キセ子

記の12

1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在  
横須賀市佐島 3 丁目1161番

2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名  
三浦市初声町高円坊1442番地  
鈴 木 健 一

3 利用権を設定する方の住所及び氏名  
横須賀市芦名 2 丁目18番 9 号  
西 村 和 孝

上下水道局告示

横須賀市上下水道局告示第54号

横須賀市水道事業給水条例（昭和33年横須賀市条例第24号）  
第11条第 1 項の規定に基づき、次に掲げる給水装置工事事業者  
を本市指定給水装置工事事業者として指定しました。

令和 6 年12月25日

横須賀市上下水道事業管理者  
横須賀市上下水道局長 長 島 洋

| 登録番号 | 給水装置工事事業者名 | 代 表 者 名 | 所 在 地                                | 指定年月日            | 有効期限            |
|------|------------|---------|--------------------------------------|------------------|-----------------|
| 676  | 株式会社オープンク  | 太 田 浩 治 | 東京都渋谷区神泉町11番 9 号ワ<br>インアパートメント神泉 202 | 令和 6 年<br>11月28日 | 令和11年<br>11月27日 |

横須賀市上下水道局告示第55号

水道法（昭和32年法律第 177 号）第25条の 3 の 2 第 1 項の規定  
に基づき、次に掲げる指定給水装置工事事業者の指定を更新

しました。

令和 6 年12月25日

横須賀市上下水道事業管理者  
横須賀市上下水道局長 長 島 洋

| 登録番号 | 給水装置工事事業者名  | 代 表 者 名 | 所 在 地                      | 更新された指定の<br>有 効 期 間               |
|------|-------------|---------|----------------------------|-----------------------------------|
| 558  | 株式会社中野水土工業所 | 中 埜 愛 子 | 奈良県大和高田市西三倉堂二丁目<br>1 番 7 号 | 令和 6 年11月26日から<br>令和11年11月25日まで   |
| 559  | 新生設計        | 岡 戸 京 子 | 横浜市瀬谷区宮沢 2 丁目29番地 6        | 令和 6 年12月 5 日から<br>令和11年12月 4 日まで |

横須賀市上下水道局告示第56号

令和 6 年横須賀市上下水道局告示第14号により指定した指定  
下水道工事店有限会社石井設備工業は、次のとおり代表者を変

更しました。

令和 6 年12月25日

横須賀市上下水道事業管理者  
横須賀市上下水道局長 長 島 洋

| 登録番号 | 工 事 店 名    | 代 表 者 名 |         | 所 在 地            |
|------|------------|---------|---------|------------------|
|      |            | 新       | 旧       |                  |
| 須32  | 有限会社石井設備工業 | 石 井 政 徳 | 石 井 榮 一 | 横須賀市長井一丁目26番 8 号 |

選挙管理委員会告示

横須賀市選挙管理委員会告示第31号 (令和 6 年12月 2 日)  
掲 示 済

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第 1 項及び第75条  
第 1 項並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律  
第59号）第 4 条第 1 項及び第 5 条第 1 項に規定する選挙権を有  
する方の総数の50分の 1 の数、地方自治法第76条第 1 項、第80  
条第 1 項、第81条第 1 項及び第86条第 1 項並びに地方教育行政  
の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第 162 号）第 8 条  
第 1 項に規定する選挙権を有する方の総数の 3 分の 1 の数並び  
に市町村の合併の特例に関する法律第 4 条第11項及び第 5 条第  
15項に規定する選挙権を有する方の総数の 6 分の 1 の数は、次  
のとおりです。

令和 6 年12月 2 日

横須賀市選挙管理委員会  
委員長 山 口 道 夫

1 選挙権を有する方の総数の50分の 1 の数 6,548人

2 選挙権を有する方の総数の 3 分の 1 の数 109,132人

3 選挙権を有する方の総数の 6 分の 1 の数 54,566人